

令和3年6月第424回大野市議会定例会の結果について(教育委員会関係分)

議案番号	議案名	結果	備考
議案第62号	令和3年度大野市一般会計補正予算(第3号)案	賛成多数で可決	
議案第64号	大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	全会一致で可決	
議案第69号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度大野市一般会計補正予算(第1号))	全会一致で可決	ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業
議案第74号	教育委員会教育長の任命について	全会一致で同意	

R3.6.17教育民生常任委員長報告(要約)

一般会計補正予算(第3号)案について	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における児童や生徒への支援事業に関連して、委員から「やむを得ず修学旅行に行けなくなった場合のキャンセル料を補填できないか」との意見があり、理事者からは「保護者の負担軽減のため、必要な対応であると考えて。9月補正で計上すべく準備したい」との回答があった。 ・児童や生徒がコロナ禍という難局を明るく乗り越えられるよう、きめ細やかな支援をされたい。
民俗博物館整備事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・理事者から「令和4年度を最終年度とした事業の一環で、事業期間内に完了できない場合は補助金の返還が生じること、土地所有者の理解に時間を要すると判断したことから、旧簡易裁判所解体と民俗資料館移設を分けて考え、旧簡易裁判所解体工事と跡地整備を先行して実施したい」との説明があった。 ・今後のスケジュールについては、9月補正予算として計上できるよう対応したいとのことであった。 ・再編後の学校施設跡地なども含め、市の所有する財産管理についても論議があり、当委員会としては、地元とのスムーズな協議や再利用の方向性を広げる観点からも、使用しなくなった行政財産は普通財産として管理することを理事者に求める。

○令和3年6月第424回大野市議会定例会一般質問(教育委員会関係分)

質問議員	質問内容	答弁内容(要約)
高田議員	<p>I 学校教育について</p> <p>①学習指導要領の改善内容と児童生徒の成長の変化について</p> <p>②令和2年12月に実施した大野市学力調査結果について</p>	<p>・新学習指導要領は、これまでも求められてきた「生きる力」を育むという理念をより実現するために改訂されています。</p> <p>・今回の改訂では、「何を学ぶか」に加え「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」を重視し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」が、三つの柱として整理されました。</p> <p>・三つの柱となる力をバランスよく身に付け、社会の様々な変化に積極的に向き合い、主体的に考え、他者と協働して課題を解決していく児童生徒の育成を図っています。</p> <p>・本市の教育方針の一つである「確かな学力を育む学校づくり」の推進に向けて、児童一人一人の学力の定着を客観的に把握し、調査結果を授業改善に生かして、個に応じた指導を行い、個々の学力の向上を図ることを目的に、昨年、12月9日と10日に大野市学力調査を実施しました。</p> <p>・小学校1年生から3年生は国語と算数を、4年生と6年生は国語、社会、算数、理科の学力調査と学校生活の意識調査を行いました。</p> <p>・その結果、<u>全体的な傾向として、漢字の読み書きや計算など基礎的な力は付いているものの、長文を読む力や複数の資料をもとに解決する力の育成に改善点があること、初めて読む文章や問題にとまどいがあることが分かりました。</u></p> <p>・<u>学校生活の意識調査では、「友達や先生に支えられている」、「学級の絆づくりができています」など、安心して学校生活を送っていることが分かりました。</u></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・これらの結果を受け、本年1月に、校長会主催で、各小学校の同じ学年の教員が学力調査を振り返り、指導法の改善について協議を行い、2月には、教育委員会主催で、大野市学力調査分析結果活用説明会を行い、学校の代表が学力調査の担当者から分析結果の見方やその活用について説明を受け、各学校の授業改善に役立てることとしました。 ・さらに、<u>教育委員会は、自校の学力調査の結果を分析し、良好な点や課題について明らかにすることで授業改善に努めること、「Web 評価システム」の個別復習教材を活用することで、一人一人の学力の状況を把握し学力の定着を図ること、意識調査結果から一人一人の実態をつかむことで児童を理解する参考にし、学級経営の改善に努めることの3点を各小学校に指示しました。</u> ・<u>全ての学年において状況分析を行い、授業や学級経営の改善に努めていきます。</u> ・<u>小学校5年生と中学校2年生を対象に行われた県学力調査の学習状況調査では、全体的な傾向として、市学力調査と同様に基本的な知識の定着は図られていますが、知識を生かし課題を解決する活用力や長文を読みこなすなどの読解力に課題があることが分かりました。</u> ・<u>学校生活の意識調査では、「学校生活は楽しい」、「みんなと学習することは楽しい」など、小中学校とも児童生徒は前向きな気持ちで学校生活を送っていることが分かりました。</u> ・<u>児童生徒一人一人の学力の定着を客観的に把握し、調査結果を授業改善に生かし、個に応じた指導を行うことで確かな学力の向上を図ります。</u>
	<p>③GIGAスクール構想の進捗状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年4月に、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒へタブレット端末を整備し、運用を開始しました。 ・5月末には小学校1年生から3年生へのタブレット端末の整備が完了し、6月からは本市全ての児童生徒が、<u>タブレット端末を活用した授業に取り組むことが可能となりました。</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・使用に当たって、3月末に「大野市立学校タブレット端末使用規程」や「大野市タブレット端末運用マニュアル」を策定しルールを定め、教育活動で必要な場合や感染症対策などによって臨時休業となった場合などには、校長が学校外での使用を認めることも規定しています。 ・教員のタブレット活用に対する意識醸成とスキルアップが必要不可欠なため、全教員を対象とした研修を実施し、タブレットの基本的な操作、学習支援アプリや、学校生活支援アプリなどの活用方法について研修し、スキルアップを図っています。 ・<u>タブレットを活用した授業については、児童生徒がタブレットを利用して意見交換をしながら課題解決学習に取り組んだり、タブレットで調べた資料を基にプレゼンテーションを行ったりしながら学びを進めています。</u> ・新型コロナウイルス感染症の予防により、欠席を余儀なくされた際にタブレットを自宅に持ち帰らせ、オンラインで授業を配信した事例もあります。 ・テレビ会議システムで二つの学校を結んだ交流学习を試みる学校もあり、それらの様子は、県内でも進んだ取り組みとして報道でも紹介されました。 ・<u>今後も、タブレット端末を活用して学校教育の充実を図り、新しい時代に向けた魅力ある教育を推進するとともに、変化の激しい時代を「生きる力」を身に付けた大野人を育てていきます。</u>
ダニエル議員	<p>Ⅰ 大野市小中学校における学校教育について</p> <p>① 学校の校則をホームページに上げるべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の小中学校には、さまざまな校則があり、その目的は、集団生活の中ですべての児童生徒が、安心して豊かに学校生活を営むことができるようにすることです。 ・<u>校則の内容については、小中学校へ新たに入学をする保護者に入学説明会などの機会に詳しく丁寧に説明し、児童生徒に対しては、小学校では教室に掲示したり、中学校では生活ノートなどに記載したりし、校則を見直す必要性があるかどうか点検を毎年行っています。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>校則は、教職員が単独で決めるものではなく、児童生徒、保護者、教職員が一体となって作り上げているため、それぞれの学校の風土に合わせたものになっており、児童生徒と保護者が共有しているため、ホームページへの掲載など、広く周知することは行っておりません。</u> ・校則は「児童生徒の行動を制限するためのもの」ではなく「自分たちの生活を豊かにするためのもの」として位置付けており、校則自体の意義もしっかりと考えさせています。 ・特に中学校では、生徒が発案から議論を重ねて決議をとる、という自治意識や社会性を身につけさせることも強く意識させています。
<p>②児童生徒の登下校のかばんの重さについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童生徒のかばんが重くなっている背景には、平成27年度に小学校、平成28年度に中学校の教科書が新しくなり、ページ数の増加やサイズの大判化など、内容が充実したことにあると考えられます。</u> ・文部科学省は、平成30年9月、全国の教育委員会に対し、児童生徒の負担軽減を図るため、宿題で使わない教科書を教室に置いて帰ることなどについて、配慮を求める通知を出しています。 ・本市の全ての小中学校では、家庭学習で使用する予定のない教材について、ロッカーなどに置いて帰るようにしているほか、水彩道具や習字道具など、学期末に持ち帰って使用する必要のある大きな学習用具については、1日に一つずつ計画的に持ち帰るようにしています。 ・教育委員会では、今後も児童生徒の発育状況や通学環境に合わせ、かばんの重さが過度な負担とならないよう、配慮していきます。
<p>③牛乳は本当に「健康食」なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校給食法施行規則により、給食内容がパン又は米飯などの主食とミルク及びおかずの「完全給食」、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等の「補食給食」、ミルクのみの「ミルク給食」の3種類に分類されており、全ての給食内容にミルクが含まれています。</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ミルクいわゆる牛乳が給食に取り入れられる理由は、牛乳に含まれるカルシウムが効果的に摂取できることにあり、小中学生期は骨の成長が著しいことから、丈夫な骨を作るためのカルシウムを骨に蓄積させるため、食事から十分な量のカルシウムを摂る必要があります。 ・200ミリリットルの牛乳1本に含まれるカルシウムの量は約200ミリグラムで、成長期に必要な量が含まれており、カルシウム量が多いうえに吸収率が高いという特徴があります。 ・県が実施した令和2年度の「食に関するアンケート」では、「給食はおいしいか」との問いに対して、本市小学生の95.9パーセント、中学生の94.8パーセントが「おいしい」「どちらかといえばおいしい」と回答し、「給食が好きか」との問いに対しては、小学生の95パーセント、中学生の91.1パーセントが「好き」「どちらかといえば好き」と回答しており、米飯給食時の牛乳自体には、児童生徒は抵抗なく受け入れていると考えられます。 ・仮に、牛乳を給食で提供しないこととしますと、不足する栄養素を、パンや米飯などの主食や、カルシウムが豊富に含まれる大豆製品・海藻・小魚を使用したおかずなどの量を増やすことで補うことが考えられ、必然的に給食の量が増えることとなり、児童生徒が食べられる量には限りがあることから、完食できずに必要なカルシウムが取れないことも考えられます。 ・<u>学校給食のない日の昼食では、カルシウムを含め子どもに必要な栄養素の摂取量が不足しているというデータもあることから、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達の一助となるよう、引き続き、安全・安心でおいしい給食を提供していきます。</u>
	<p>④大野市教育委員会は教科書を主体的に選んでいるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教科書は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第12条に基づき、本県では五つの地区ごとに選定を行っており、本市は、勝山市とともに奥越地区に定められていて、県教育委員会の指導、助言により、採択地区協議会を設置し、地区内で同一の教科書を選定するという採択業務を行っています。</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・採択地区では、検定すべき全ての教科書について調査し、奥越地区では、各教科に十分な見識を有する複数の調査員に調査活動を委嘱し、県教育委員会の選定資料を十分に活用しながら調査を行います。 ・調査員は、分かりやすい文章表現や教科内の他の単元との関連性が示されるなど、内容が理解しやすく学習意欲を高める工夫がなされているか、といった観点や、挿絵や図、グラフなどのコンテンツの配置やユニバーサルデザインを意識した色合いといった観点など、利用する児童生徒側からの視点と、教える教員側からの視点との両方から総合的に調査します。 ・また、市青少年教育センターで教科書展示会を開催し、一般市民からの意見も取り入れながら調査活動を行います。 ・その調査結果をもとに協議会で慎重に審議し、教科書の選定を行います。その後、各市の教育委員会において採択の議決を行います。 ・この一連の流れは、教科書採択において、外部からの干渉や圧力がないよう公正を期すため、調査員の氏名は非公開とし、協議会会員については公開請求がある場合のみ一部公開しています。 ・このように、教科ごとに独立した調査を行っているため、結果として複数の教科において同じ教科書会社が採択される場合があります。
	<p>2 大野市立図書館の運営について</p> <p>① 県立図書館からの図書を今よりも迅速に輸送できるサービスを始めてみてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、県内の図書館は相互に連携して、互いに貸し出しするサービスを行っており、各図書館から一旦県立図書館を経由して、1週間に2回の頻度で図書の配送を行っています。 ・県内図書館の相互貸し出しサービスに加えて、県立図書館の蔵書に限って、直接、県立図書館のホームページから予約をし、大野市図書館で本を受け取ることもできます。

		<ul style="list-style-type: none"> ・このサービスは、県立図書館が県内の全ての公立図書館や大学図書館と連携して実施しているものですが、県内図書館の相互貸し出しサービスの配送方法と兼ねているため、本市だけが配送の頻度を増やすことは、困難な状況です。 ・大野市図書館では、現行のサービスの維持をしながら、利用者の増加を図ってまいります。
	②電子書籍の貸し出しやオーディオブックの貸し出しを検討してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に全国で電子書籍の貸し出しを行っている図書館は約13%で、県内の公立図書館で電子書籍の貸し出しを行っている館はありませんが、福井市立図書館では、寄贈されたデジタル図書を、障がいのある方を中心に貸し出しを行っています。 ・オーディオブックは、令和2年に八王子市と奈良市の公共図書館で貸し出しを開始しており、今後、耳で楽しむ読書として利用が増加していくことが予想されます。 ・現在、県内でオーディオブックの貸し出しを行っている図書館はありませんが、一部の図書館では、視覚に障がいのある方などに、音声資料として音読のCDの貸し出しを行っています。 ・出版社の公立図書館向けの電子書籍数が限られていることや、貸し出し可能な図書に偏りがあることなどから、本市図書館では電子書籍やオーディオブックの取り扱いはしていません。 ・現在のところ導入の予定はありませんが、導入における問題点の把握や、県内の導入予定など情報収集をしていきたいと考えています。
高岡議員	Ⅰ 教育長の政治姿勢について	
	①児童生徒性暴力防止法についてどのように認識しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国では、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が、議員立法により5月28日、参議院本会議において全会一致で可決成立しました。 ・現行の教育職員免許法では、わいせつ行為で懲戒免職となり免許状を失効しても3年後には再取得できますが、今回成立した新法では、都道府県教育委員会に教育職員免許状再授与審査会を置くこととし、再び免許を授与するに当たって意見を聞くことを義務付けています。

		<ul style="list-style-type: none"> ・さらに、わいせつ行為防止のため文部科学大臣が基本指針を作ることや「特定免許状失効者」について正確な情報を把握するため、国にデータベースを整備することを定めています。 ・また、令和2年度より、教職員の採用業務を行う都道府県教育委員会などに対して、教育職員免許状の失効や取り上げ情報が分かる「官報情報検索ツール」を提供することで、免許を再取得したわいせつ教員を、どの地においても確認できる仕組みが作られています。 ・また、県が定めている懲戒処分の指針では「児童生徒に対しわいせつ行為をした場合は、免職とする」とされていますが、このような事案が本市で発生した場合には、<u>県の指針に基づいた対応を取ることをとしています。</u> ・本市では、普段から意識啓発の取り組みや研修を充実させ、継続的に指導するなどにより、わいせつ行為の防止等に関する服務規律の徹底を図っています。また、密室状態での1対1で児童生徒に指導することを避けることなど、組織的対応ができる指導体制への見直しや、SNSなどを用いて児童生徒と私的なやりとりを行わないなどの指導を行っています。 ・このように、児童生徒に生涯にわたって回復し難い心理的外傷を与えるわいせつ行為は、<u>絶対にあってはならないことであり、その防止に向けた取り組みを強化していきます。</u>
	<p>②学校再編計画(案)説明会の説明内容はどのようなものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市小中学校再編計画(案)についての各小学校区における住民説明会を5月26日から開催しています。 ・説明会は、小中学生と未就学児の保護者を含めた住民を対象として、全ての小学校区ごとに開催しています。 ・加えて、小学校の再編対象となる阪谷小学校区、小山小学校区、中学校の再編対象となる上庄小学校区、富田小学校区、和泉小学校区については、小学生、未就学児を持つ保護者への説明会も別途開催し、また、教職員への説明会も複数回開催します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会では、再編計画(案)の構成の順に、見直しに至る経緯、本市が目指す学校教育、再編に当たっての基本的な考え方、学校数、再編時期、再編方法、将来の再編を説明しています。 ・また、再編対象となる小学校区では、これらの説明内容に加えて、児童生徒数の推移や予測、児童生徒の登下校や新しい学校に移ることの負担軽減、保護者の負担軽減、再編に向けて地域で協議を進めていくことなど再編を行っていく際の取り組みについても説明しています。 ・同時に、保護者や住民の皆さんが、再編を行う際に気がかりなことや不安に思うことなどもお聞かせいただいています。
<p>③学校におけるクラブ等の活動現状はどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4月22日から5月13日まで発出された「福井県緊急事態宣言」を受けて、教育委員会は4月24日から5月13日まで中学校の部活動の休止を要請し、市内のスポーツ少年団の活動につきましても、市スポーツ少年団本部から同期間における活動の中止が要請されました。 ・その後、教育委員会は、5月14日以降の部活動の再開に向けて校長会と協議し、十分な感染症対策を講じてきた結果、部活動による市内中学校での感染が確認されていないことから、5月14日から徐々に部活動を再開する方針を決定し、5月14日から20日までは学校敷地内での活動とし、5月21日からは、感染状況を確認しながら、他の体育施設も活用し徐々に通常の部活動に戻していくこととしました。 ・スポーツ少年団の活動再開については、スポーツ推進課を通し、市スポーツ少年団本部と協議を行い、5月14日から徐々に活動を再開できるとの方針が本部から出され、20日までは各団での活動とし、21日からは通常の活動に戻していくことが要請されています。 ・併せて、各学校や市域などの感染者の発生状況に応じ慎重に対外的な活動を行うことと、県民行動指針に基づき県外への移動を伴う活動を控えることなどについては、継続して要請されました。

川端 議員	I 大野市民俗資料館について
	<p>①3月定例会以降の土地所有者との協議の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、民俗資料館の旧大野簡易裁判所用地への移設に向け、平成30年3月から土地所有者と継続して協議を行ってまいりました。 ・令和2年12月を最後に、現時点で正式な協議の場を持つには至っていません。 <p>②事業内容を市民に周知する対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大野市民俗資料館は、今から132年前の明治22年に「大野治安裁判所」として建設され、<u>裁判所として建てられた木造建築物としては、現存する中では、全国で3番目に古い物で、和風の外観を持ちながら、内部は洋風のデザインを併せ持つ、和洋折衷の数少ない裁判所の建築物であり、昭和46年に市有形文化財の建造物に指定されています。</u> ・明治34年に建てられた小浜簡易裁判所は昭和55年に取り壊されており、<u>現在では県内唯一の木造の裁判所建築物となっています。</u> ・歴史的・文化的な価値や移転の必要性などにつきましては、「大野市民俗資料館保存活用計画策定委員会」において、民俗資料館が持つ価値に加え、老朽化をはじめとした施設が抱える問題点など、さまざまな観点から検討していただき、平成31年2月の「保存活用計画」の策定に当たりましては、パブリックコメントや住民説明会を実施し、計画案の周知を図るとともに、策定後は市ホームページで計画全文と概要版を公開しています。 ・建物は、現在の場所へ移築してからでも50年以上が経過し老朽化が進んでおり、平成21年度に地盤工事を行っていますが、<u>現在も工事個所のコンクリートにひび割れが生じ、平成30年度に実施した建物の耐震診断では、耐震性に乏しいとの結果が出ています。</u> ・市指定有形文化財の建造物を後世に残すため、民俗資料館が全国的にも貴重な建築物であることや、施設の現状と整備の必要性について民俗資料館の展示やパンフレット、市ホームページなど、さまざまな方法により、分かりやすく情報発信してまいりたいと考えています。

<p>③旧大野簡易裁判所跡地の土地の取得に当たっての建物の取り扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年2月23日に、大野市長と国の契約担当官「福井地方裁判所長」との間で、相互に<u>物件の所有権を移転するための交換契約を締結しました。</u> ・契約の内容を申し上げますと、交換物件は、国が所有する旧大野簡易裁判所の土地や建物、工作物一式、樹木と、本市が所有するJR越前大野駅東側の弥生町地係に位置する土地と工作物とし、交換する物件の価格は、国所有物件については、鑑定評価額から建物の取壊し費用を差し引いた額とし、交換差金は、本市から国に支払うものです。 ・<u>この契約に基づき、平成30年3月に本市と国とで物件の交換を行い、所有権の移転登記も済ませています。</u>
<p>④旧大野簡易裁判所建物を残した場合の考え方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>旧大野簡易裁判所の建物は、昭和43年に建設されており、建物に耐震性が無いと推定されること、建物に一部アスベストが使用されていることなどから、老朽化が進んだ再利用が困難な建物と考えています。</u> ・また、老朽化した建物は、今後、結ステーション周辺の景観形成に支障をきたすことが予想されるとともに、防犯上の懸念なども考えられること、さらに国との間で、建物の取り壊し費用を差し引いた額で交換契約を結んでいることから、<u>早い段階での解体を視野に入れて取り組んでまいりたいと考えています。</u>
<p>堀田議員</p>	<p>Ⅰ 中部縦貫自動車道の県内全線開通に向けて</p> <p>①道の駅に隣接する旧蕨生小学校の利活用の考えがあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>旧蕨生小学校の施設は、平成24年3月の閉校以後も、教育委員会で管理しています。</u> ・施設の利活用ですが、地域の要望も踏まえ、有効な利活用方策が決定されるまでは、災害時の指定避難所として利用するほか、地域のコミュニティの場などに活用することとしています。 ・今後も、地域団体の活動の場や地域コミュニティの場などに活用していくこととしており、<u>現在、新たな利活用方策はございません。</u>